

買替資産の取得費

売却した不動産は、過去に特定の居住用財産の買換えの特例の買替資産として取得したものである。

実際の取得価額を基に譲渡所得の計算を行っていいか？

【土地等譲渡】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12896292087.html>